

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

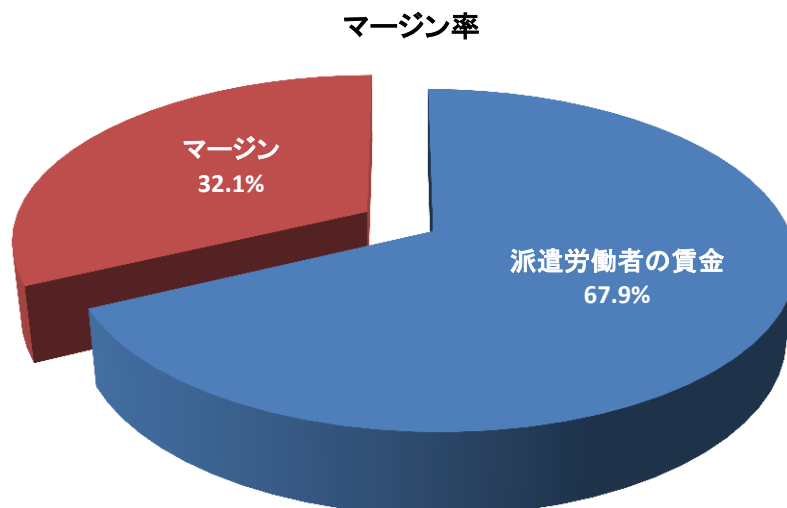
(対象期間:2019年4月1日～2020年3月31日)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)



マージン率に含まれるもの

- ・社会保険料:雇用主負担の労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険
- ・福利厚生費:派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費用・作業着や作業道具費
- ・教育研修費:資格取得費
- ・派遣元経費:営業担当者等の人件費、オフィス賃借料、募集広告費、光熱費、通信費等
- ・営業利益

派遣労働者の数	541人(期間中の労働者の総数)
派遣先の数	101社(期間中に派遣した事業所の数)
労働者派遣に関する料金額の平均額	12,196円(8時間として換算した場合の平均額)
派遣労働者の賃金額の平均額	8,275円(8時間として換算した場合の平均額)
教育訓練に関する事項	派遣の概要、ビジネスマナー、安全衛生教育、情報セキュリティ及び個人情報保護教育
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定	締結済み 協定有効期間は2020年4月1日～2021年3月31日